

行政苦情相談所

県内公民館統々と開設

行政苦情あつせん業務の本質と行政苦情

相談協力委員の設置について

(1) 行政苦情あつせん業務の本質について

昭和30年2月以来、行政管庁内部部局の行政監察局及びその地方支分部局では、行政監察業務の一環として、いわばサービス的に国民及び団体の各行政機関等についての具体的な苦情を受けつけて申立人と行政機関との間に立ち、あつせんという比較的簡単な方法によってその解決を促進し行政の民主化、能率化などに資してきましたところ、衆議院内閣委員会においてその実績が高く評価され、「國政の運営を民主化、能率化に取り組ぶ観点から極めて有意義なもの」として第34国会において、行政管庁設置法第2条第13号に設置法上の所掌業務として、「各行政機関等の業務に関する苦情を受けつけ必要なあつせんを行なうこと。」が追加され、本業務の実体が明確に法剰化されました。

(2) 行政苦情相談協力委員の設置について

昭和35年10月14日「公務員の給与改訂に関する取扱いについて」の閣議決案が行われ、そのなかに、「国名による行政改善推進体制を確立し、行政運営の定期的改善能率化を図るものとする。」とありますので、行政運営の改善について各界各層の意見は勿論、広く国民の意見又は苦情を組織的系統的に受け入れ処理する体制として昭和36年7月から民間有識者を苦情相談協力委員として委嘱し、主要市町村に22名を配置したが、昭和37年度にはこの趣旨内容を更に広く国民の間に普及浸透させて、行政に対する苦情・意見・要望等について申し比の機会を増し、問題の解決あつせんを一層促進して行政運営の改善に資することになり、県内の協力委員も47名に増加されるに至りました。

(新潟行政監察局提供)

住民の行政に対する苦情の数をひき上げ行政の民主化をはかるため西日本に於ける行政苦情相談所が県内に統々と誕生し、その活動が期待されている。この行政苦情相談所は現在県内第一人者として委嘱されていて、地道な活動を展開している。行政苦情相談所というのは、昭和32年4月に見附中央公民館長大久保大八氏、小千谷市令第二尋による「行政苦情相談所」が定められたことに始まり、その後も委嘱開始から、職務内容についてひろってみると次のようになっている。

1 行政に関する苦情等の申出があつたときは、申出人のより事情を聽取のうえ、これを管区監察のせた。

2 管区行政監察局または地方行政監察業務に關連し、管区行政監察のまつねびを執行すること。

3 行政苦情相談業務に關連する警官を述べ、その他必要な協力を受けること。

4 前号に關連し、管区行政監察のまつねびを執行すること。

5 県民または地方行政監察局長に

局または地方行政監察局に連絡すること。

した措置の結果等について申出

人に伝達すること。

2 管区行政監察局または地方行政監察業務に關連する警官を述べ、その他必要な協力を受けること。

3 行政苦情相談業務に關連する警官を述べ、その他必要な協力を受けること。

4 前号に關連し、管区行政監察のまつねびを執行すること。

5 県民または地方行政監察局長に

局または地方行政監察局に連絡すること。

・・・・・公民館活動のPRにこんなチラシはいかが。・・・・・

=柏崎市中央公民館提供=

はじめての人のための市民趣味講座 生活をたのしくする市民趣味講座

- ・日本画の入門
- ・深見義男先生指導
- 10月11日(木)夜7時 中央公民館にて
- ・伊藤豊先生指導
- 10月9日(火)夜7時 中央公民館にて
- ・工芸手芸もふくむ)よろず相談会
- ・用兵不要
- ・だれでもかける油絵のかき方
- ・串田良方先生指導
- 10月3日(水)夜7時 中央公民館にて
- ・「むつかしい講義でなく、絵がかけない人のための話をしたいとおもいます。」

電灯による人物撮影の基本撮光法 真貝新一先生指導 9月25日(火)夜7時より 中央公民館にて	1日の出来のあとひととき 休日のひととき 写真をついたら 絵や書をかいたら してみたいあとは思われる人は するふみよいです。 カメラと三脚おもちの方は当日持 てください。
「夜間の人物撮影はむつかしいものでなくやさしくたのしいものであります。」	参 中俣天游先生指導 9月28日(金)夜7時 中央公民館にて
「階段を探しあって第一歩を登り始めれば始めたもの見方もかき方もあります。毛筆もペンも同じようなものです。」	書の見方とかき方入門 中俣天游先生指導 9月28日(金)夜7時 中央公民館にて
「次々に新らしい世界が開けてきます。」	用兵不要 階段を探しあって第一歩を登り始めれば始めたもの見方もかき方もあります。毛筆もペンも同じようなものです。」
「シロウトには、絵や写真、書の上芸には何かむづかしい作法があるでしょ。」	シロウトには、絵や写真、書の上芸には何かむづかしい作法があるでしょ。」
「絵をやれないんだとかオラなんかと尻込みをしごりませんか。」	絵をやれないんだとかオラなんかと尻込みをしごりませんか。」
「文化生活とは、人間が人間らしい生活をすることだ。」	文化生活とは、人間が人間らしい生活をすることだ。」
「忙しい仕事のあぐれときにはじめます。」	忙しい仕事のあぐれときにはじめます。」
「絵でもかいてみようとはあらませんか。」	絵でもかいてみようとはあらませんか。」

県公民館運営研究会・県青少年指導者拡充研修会要項

=13日午後5時から公民館長会議(中ホール)職員講習修了証授与式(小ホール)を同時に行ないます=

1. 趣旨

公民館は市町村における社会教育のセンターとして、広範かつ重要な役割をはたしてきました。しかしながら、急激な社会の進展のなかにあって、その運営等にはきわめて困難な問題が内在している。

さらに、急激な社会の変貌は、青少年の動態に最も強く影響を与え、あるいは地すべり的移動となり、あるいは非行問題として種々現象を呈し、本県においてもさきに青少年保護育成条例の公布をみるにいたった。

この際関係者相より、公民館運営上の諸問題を検討しその振興に寄与するため、公民館運営研究会を、また青少年指導者の拡充をはかるためここに青少年指導者拡充研修会を開催するものである。

2. 主 催

県教育委員会 長岡市教育委員会
県公民館連絡協議会 長岡市中央公民館

3. 期 日

昭和37年12月13日(木) (公民館運営研究会)
12月14日(金) (青少年指導者拡充研修会)

4. 会 場

長岡市厚生会館中ホール(長岡駅前)

5. 参 加 者

県内各市町村公民館長 公民館主事、職員
公民館運営審議会委員 その他公民館関係者

6. 公民館運営研究会

- (1) 講演「変貌する社会と公民館」
文部省社会教育官 高橋 真照
- (2) 研究発表 「事業農家における若農たちの生活」
田上村 鶴巻 新一郎
「青年の組織的な活動について」
安塚町 松苗 吉俊
浦川原村 魁倉 康
大島村 内山 克行
松之山町 田辺 尚二
「中学校卒業農業後継者(男子)の実態と教育編成に当って考えられるもの」
巻町 野口国雄、中之口村 大屋正一
岩室村 小池丈夫、分水町 高橋貢治
「市町村合併後ににおける地域公民館と部落会館」
高田市 丸山啓久二、直江津市 楊山盛大
新井市 丸山一雄
。その他18篇紙上発表
- (3) 実践発表 「都市における公民館活動」
長岡市 水橋 忠司

7. 青少年指導者拡充研修会

- (1) 講演 「子供たちのしあわせのために」
京都大学教授 鶴坂 二夫

(2) シンポジウム「青少年問題にいかに対処すべきか」

新潟日報論説委員	本間 欣爾
新潟大学助教授	斎藤 和代
新潟家庭裁判所首席調査官	三沢 清香
県民生部長	山添 一郎
県社会教育課長	谷 久弥
(司会) 県公民館連絡協議会長	安沢 紀正

8. 日 程

9. そ の 他

- (1) 第1日閉会後「県下公民館長会議」が開かれるので、あらかじめ留意願いたい。
- (2) 第1日閉会後「第1回県公民館職員講習修了証授与式」を行なうので、出席につきとくに配意願いたい。
- (3) 宿泊費 1泊700円(2食付)
なお、宿泊申込の場合は1人1泊分200円を申込と同時に送付されたい。宿泊1週間前までの取消以外は予納金は返戻されないので承ください。
- (4) 期限後の申込みには資料をお渡しできない場合もありますので予め了承願います。

10. 参加申込

参加申込みは下記様式により公民館または所属機関にてとりまとめ12月2日までに長岡市中央公民館長あて(長岡市本町4の2580)申込まれたい。

日 程

運営研究会 指導者研修会

	13日(木)	14日(金)	
10.00		開 会	9.50
10.40	受 付		10.00
11.00	開 会		
	「変貌する社会と公民館」 高橋真照先生		
12.00			12.00
12.50	スライド映写		13.00
13.30		「子供たちのしあわせのために」 鶴坂二夫先生	
	研 究 発 表	閉 会	15.00
16.00			15.10
16.30	指 尊		
16.40	閉 会		
17.00			
18.30	公 民 館 長 会 議	(13日17.00) 職員講習修了証授与式	

